

国自貨第 67 号の 2
令和 4 年 9 月 7 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿



海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20 t クラス）」の「4割増」となること。

国自貨第 67 号
令和 4 年 9 月 7 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20 t クラス）」の「4割増」となること。